

(別 添)

日本学生支援機構の貸与型奨学金に係る返還期限猶予制度等について

日本学生支援機構の貸与型奨学金においては、経済的理由などにより返還困難となっている方については、毎月の返還額を減額する「減額返還制度」や一定期間返還期限を延期する「返還期限猶予制度」を活用することにより、延滞に陥ることを回避できます。

特に、新卒者については、卒業後、一定の期間内に願い出れば証明書類の提出を不要としていますので、奨学金の返還が困難な場合は決して放置せず、返還期限猶予などの手続きを行うか、日本学生支援機構に相談して下さい。

※返還開始から6か月経過後に、延滞3か月を超えると個人信用情報機関に登録され、更に長期延滞した場合、法的措置や保証機関による代位弁済の対象になります。

(連絡先)

- ・日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301
9:00~20:00 月曜~金曜(祝日年末年始除く)

(願出の提出先)

- ・日本学生支援機構 猶予減額受付窓口 〒119-0385
※専用郵便番号のため上記宛名で届きます

返還が難しくなったら、まずはJASSOに相談することが大切です。

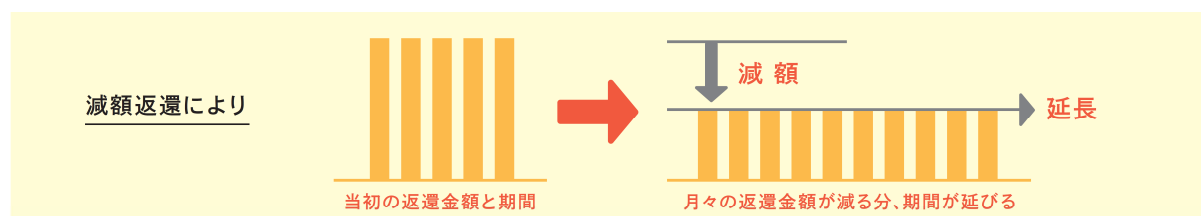
災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた場合、以下の救済制度を活用することができます。

減額返還制度

減額すれば返還を継続できるという人のために、月々の返還金額を、2分の1または3分の1に減らし、その分、返還期間を延長する方法があります。

返還総額が減額されるものではありません。延滞している場合は使用できません。

1年ごとに申請し、最長15年まで適用可能です。



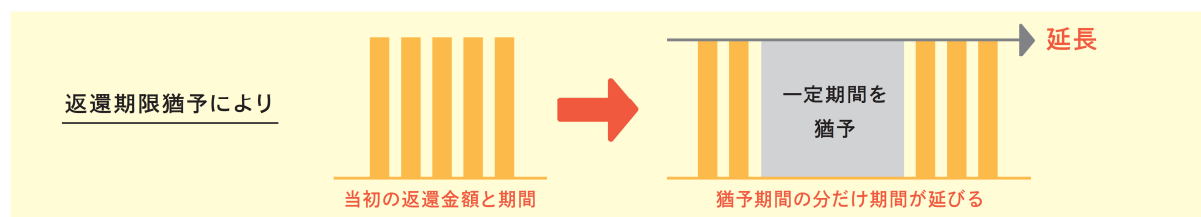
※所得連動返還方式では所得に応じて返還月額が設定されるため、減額返還制度の適用はありません。

返還期限猶予制度

月々の返還を猶予(先送り)することができます。その分、返済完了までの期間が延長されます。

1年ごとに申請し、最長10年まで適用可能です。(返還すべき元金や利子の総額は変わりません。)

第一種奨学金(利子につかない)については、奨学金申し込み時の世帯収入が300万円以下の場合、特例として、期間に制限なく返還を延期することができます。



下記の（ア）から（ウ）の全てに当てはまる方は、返還期限猶予及び減額返還を願い出る際に、証明書の添付が不要です。ただし、マイナンバーの提出は必要です。

（ア）令和３年１２月から令和４年１１月までに卒業・退学される方

（イ）卒業・退学・在学猶予期間終了後に返還期限猶予及び減額返還を願い出る方

（ウ）令和５年６月以前に願い出る方

○減額返還制度

- ・ 新卒等（減額返還制度の申請事由）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/tetsuzuki/shoumei/shinsotsu/index.html



- ・ 減額返還に係る願出用紙

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/tetsuzuki/shoshiki/yoshi.html



○返還期限猶予制度

- ・ 新卒等（一般猶予の申請事由）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/ippan/teishutusyo/shinsotsu.html



- ・ 返還期限猶予に係る願出用紙

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/ippan/shoshiki/yoshi.html



①表面

※ 1年ごとの願出となっています。

※ 黒か青の摩擦等で消えないボールペンを使用し、本人が自署してください。

減額返還・記入例

奨学金減額返還願

日本学

私は、日本に
関する法律」

複数の奨学生番号があり、全ての奨学生番号の減額返還を希望する場合、全ての奨学生番号を記入し、「全ての奨学生番号について希望する」に✓。

複数の奨学生番号があり、一部の奨学生番号だけ減額返還を希望する場合、減額返還を希望する奨学生番号を全て記入し、「右欄に記入の奨学生番号について希望する」に✓。

減額返還願を作成した年月日を記入。

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）に基づき、必要な地方税情報を利用することに同意します。

記入日 (西暦) 20XX年 XX月 XX日

☒ 全ての奨学生番号について希望する ※必ず奨学生番号を記入してください		奨学生番号	617,04,999998	817,04,999999
☐ 右欄に記入の奨学生番号について希望する				
フリガナ	キコウ ジロウ			
本人氏名	機構 次郎		生年月日 (西暦)	1998年10月1日生
本人住所	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7		ここに記載の住所を機構の登録住所とします。現住所とは別に郵便物が確実に届く住所を機構の登録住所とする場合は、余白に登録住所と明記し、住所を記入してください。	
電話番号 (自宅)	03-6743-XXXX		アルバイトの場合も、勤務先名の欄に記入してください。	(携帯)
勤務先	勤務先名 XXXYユーザー		勤務先電話番号	-
外国居住の場合の日本国内連絡先	〒 外国居住の場合は、国内連絡先を記入してください。国内連絡先に通知を送付します。国内連絡先への連絡が不可の場合は、その旨を特記事項欄か別紙に記入してください。		連絡先氏名	-
住所			連絡先電話番号	-

【申請内容・期間について】

※「次回返還期

奨学金減額返還を希望

希望減額期間及び減額返還方法	☒ できるだけ早い時期 ☐ (西暦) 年 月	☒ ①通常割賦金額の1/2の金額で、以下に✓した期間返還する。 ☐ 2か月 ☐ 4か月 ☐ 6か月 ☐ 8か月 ☐ 10か月 ☐ 12か月 ☐ ②通常割賦金額の1/3の金額で、以下に✓した期間返還する。 ☐ 3か月 ☐ 6か月 ☐ 9か月 ☒ 12か月
----------------	--	---

(注) 減額返還を希望する月数の口に✓をつけてください。✓がないと12か月とみなされます。

2分の1の金額で返還したい場合は①の口✓し、3分の1の金額で返還したい場合は②の口✓してください。必ずどちらか一方の口✓してください。チェックがない場合や両方にチェックした場合は不備となりますのでご注意ください。

①(1/2の金額)を選択した場合は、2、4、6、8、10、12か月のいずれかの口✓してください。
 ②(1/3の金額)を選択した場合は、3、6、9、12か月のいずれかの口✓してください。

・マイナンバーを提出済みの方(または今回不備のないマイナンバー提出書類を提出した方)は、一部の証明書の添付を省略できます。

口✓をいれて、()内に「新卒等」と記入してください。

事由	☐ 経済困難 ☐ 失業中 ☐ 傷病 ☐ 災害 ☒ その他 (新卒等)
保険証申告欄	証明書一覧に「健康保険証(国民健康保険は不可)の被扶養者欄のコピー」と記載がある事由で申請する場合は、以下の口✓してください。 私の健康保険証は ☐ 国民健康保険ではない
[特記事項] 減額返還のご申請にあたり特記事項がある場合は、わかりやすく具体的に記入してください。 3月に大学を卒業しましたが、現在も就職活動中であり、卒業以後アルバイトで生計を立てています。 収入は少なく奨学金の返還が厳しい状況です。奨学金の減額返還を希望します。	
※年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は②裏面を確認してください。	

②裏面も確認してください。 15-02-01_20210901

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

※適用希望月の前々月末までに願出してください。

①表面

※ 1年ごとの願出となっています。

※ 黒か青の摩擦等で消えないボールペンを使用し、本人が自署してください。

猶予願・記入例

奨学金返還期限猶予願

日本学生支援機構理事長 殿

私は、日本学
別するための
及び必要な

複数の奨学生番号があり、全ての奨学生番号の猶予を希望する場合、全ての奨学生番号を記入し、「全ての奨学生番号について希望する」に✓をつけてください。

複数の奨学生番号があり、一部の奨学生番号だけ猶予を希望する場合、猶予を希望する奨学生番号を全て記入し、「右欄に記入の奨学生番号について希望する」に✓をつけてください。

たり、「行」を識
がマイナンバー（個人番号）を利用すること

記入日 (西暦) 20XX年X月X日

全ての奨学生番号について希望する

※必ず奨学生番号を記入してください

右欄に記入の奨学生番号について希望する

奨学生
番号

617,04,999998 817,04,999999

フリガナ

キコウ ヨシコ

本人氏名

機構 良子

生年月日

(西暦) 1998年10月1日生

本人住所

〒162-0000

東京都新宿区市谷本村町10-

ここに記載の住所を機構の登録住所とします。

現住所とは別に郵便物が確実に届く住所を機構の登録住所とする場合は、余白に登録住所と明記し、住所を記入してください。

電話番号

(自宅) 03-6743-XXXX

(携帯) 090-2233-XXXX

勤務先

勤務先名 XXXYスーパー

アルバイトの場合も、勤務先名の欄に記入してください。

勤務先電話番号 03-XXXX-XXXX

外国居住の場合の日本国内連絡先

〒162-0000

住所 東京都新宿区市谷本村町10-7

連絡先氏名 機構 一郎 (父)

連絡先電話番号 090-1122-XXXX

【申請内容・期間について】

「でき」希望の猶予開始月以前に延滞された場合は、審判時の次回返還期日を猶予開始月とします。

奨学金返還期限 猶予 を希望する

「できるだけ早い時期」から希望する場合は、本機構で適用可能な月から猶予を開始するものとして取り扱います。

希望猶予期間

できるだけ早い時期

12か月

(西暦) 年 月 ~ (西暦) 年 月 まで (※12か月以内の期間を記入してください)
※希望猶予期間より前に延滞となった場合は、延滞となった月から猶予を開始します。(最長12か月)

申告

第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)(裏面※1参照)に該当する方は、以下のどちらかの口に✓してください。(未記入の場合は審査できません。)

私は、地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族(裏面※2参照)となつて いる ☒ いない ☐【願出の事由】・口に✓し、事由に応じた証明書を添付してください。マイナンバーの提出により省略できる証明書の添付は不要です。
・通常の返還が困難な事情等がある場合は、【特記事項】欄に記入してください。事由 ☐ 経済困難 ☐ 失業中 ☐ 傷病 ☐ 災害 ☐ 生活保護受給中 ☒ その他 (新卒等)

※第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)に該当する方は、「経済困難」及び「その他(新卒等)」による事由のみ適用されます。他の事由は通常の返還期限猶予となります。

保険証
申告欄

証明書一覧に「健康保険証(国民健康保険は不可)の被扶養者欄のコピー」と記載がある事由で申請する場合は、以下の口に✓してください。

私の健康保険証は ☐ 国民健康保険ではない

上記の「事由」が「新卒等」の場合は記入不要です

【特記事項】 返還期限猶予のご申請にあたり特記事項がある場合は、わかりやすく具体的に記入してください。

3月に大学を卒業しましたが、現在も就職活動中であり、卒業以後アルバイトで生計を立てています。

収入は少なく奨学金の返還が厳しい状況です。奨学金の返還猶予を希望します。

※年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は②裏面を確認してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

②裏面も確認してください。